

令和7年4月16日
最高裁判所人事局任用課実施係

旧姓使用の申出について

裁判所職員は、別紙に掲げる文書を除く裁判関係文書及び司法行政文書並びに別紙に掲げる文書中の当該文書に係る事務担当者の氏名その他の事務処理上の支障が生じない部分について、旧姓を使用することができます。

任官日である令和7年4月24日から旧姓を使用しようとする場合は、別添の旧姓使用申出書に必要事項を記入の上、**令和7年4月17日(木)午前11時まで**に当係（[REDACTED]）宛てにメールで御提出ください。

なお、既に提出済の戸籍全部事項証明等の記載に変更がない場合は、重ねて証明資料を提出する必要はありません。上記の期限に間に合わない場合、一時的に文書等に戸籍姓が使用される可能性がありますので、ご注意ください。

着任日以降に旧姓を使用しようとする場合は、所属庁の人事担当者に御提出ください。

(別紙)

- 1 人事記録及び裁判官の履歴書
- 2 税務及び個人番号に関する文書
- 3 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- 4 宿舎貸与申請に関する文書
- 5 共済組合に関する文書
- 6 児童手当に関する文書
- 7 財形貯蓄に関する文書
- 8 確定拠出年金に関する文書
- 9 災害補償に関する文書
- 10 栄典に関する文書
- 11 裁判官の任免、指名、補職、報酬及び外部機関への派遣に関する文書（報酬の支給に関する文書を除く。）
- 12 裁判所に設置する委員会の委員の発令に関する文書（裁判官に対するものに限る。）
- 13 簡易裁判所判事の選考に関する文書
- 14 旧姓使用により外部機関等との関係で生じる円滑な事務の遂行に対する支障その他の事務処理上の支障が生じる文書

機密性2

(別紙様式第1)

年 月 日

旧姓使用申出書

地方裁判所長 殿

所 属
官 職
氏 名

下記のとおり旧姓を使用したいので、申し出ます。

記

1 使用する旧姓

(改姓後の戸籍上の氏※)

2 旧姓の使用開始希望日

(担当者使用欄)

年 月 日 証明資料等により確認済

※ 「改姓後の戸籍上の氏」欄には、改姓前に申出をする場合にのみ記載する。